

【2021年11月15日からの対面授業制限レベル】

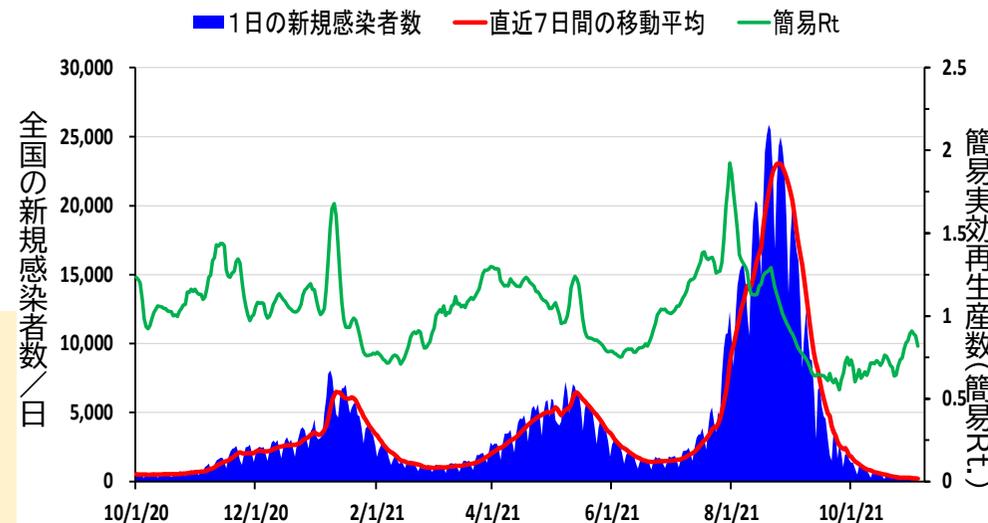
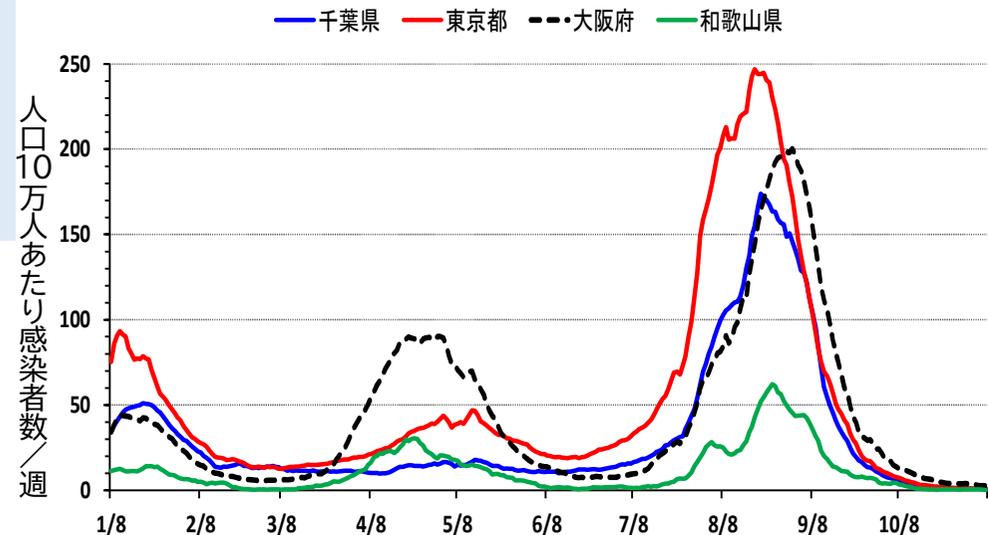
全キャンパス：レベル2

| | レベル0 | レベル1 | レベル2 | レベル3 | レベル4 | レベル5 |
|---------------|-------|-------|-------|------------------------|-------|------------------------------|
| 開講時限 | 1～5時限 | 1～5時限 | 2～5時限 | 2～5時限 | 3～5時限 | 登校自粛とし例外的なものを除き 対面授業は行わない |
| 登校回数/週 | 制限なし | 3回まで | 3回まで | 2回まで | 2回まで | |
| 教室定員に占める学生数上限 | 制限なし | 概ね2/3 | 概ね1/2 | 概ね1/2 | 概ね1/2 | |
| 学内での昼食 | 可 | 可 | 可 | 可 | 不可 | |
| 密接を伴う演習 | 可 | 可 | 可 | 一部可 (指定規則上やむを得ない場合) | 不可 | |

全キャンパス

【本学における対面授業制限レベル設定の基本方針】

各都県における「①人口10万人あたりの新規陽性者数」及び「②感染経路不明割合（アンリンク割合）」を基本的な指標として、1都2県における感染状況を、① ≤ 5 の場合は段階的に緩和し、① ≥ 25 の場合は段階的に厳格化することを原則として、②も総合的に勘案して検討しています。



【2021年11月15日からの対面授業制限レベルの判断理由】

東京都・千葉県を含む全地域で9月末に緊急事態宣言が解除され、その後も①は低い状況が続いています。他方で、簡易実効再生産数(簡易Rt.※)は増加に転じており、東京都における②は70%近くに達しつつあります。このため、①が低いことのみをもって安心することは適切でなく、11月30日まで東京都が「基本的対策徹底期間」を定めて感染拡大に繋がる行動の自制を求めているように、ワクチン接種を受けていても各都県とも基本的な感染予防策を確実に行っていくことが必要です。これらを踏まえ、本学では慎重に対面授業制限レベルを緩和することとし、全キャンパスで11月15日から「レベル2」に変更することとしました。また、1月4日から11ヶ月間にわたって継続していた「感染拡大警報」を、11月8日付で「感染拡大注意報」に変更しました。これらにより密接を伴う課外活動も可能となりますが、簡易Rt.が増加に転じていることも踏まえ「飲み会」等の会合は引き続き避けるようお願いいたします。

※簡易実効再生産数は「新規陽性者数/(世代時間)日前の新規陽性者数」で求め、世代時間は5日間とした。この計算方法は、国立感染症研究所病原微生物検出情報(Vol. 42 P.128-129; 2021)による。